

「一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書」に係る知事意見

1 全体的事項

環境保全措置とその妥当性については、専門家等の指導を受けながら、対象事業に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内において、できる限り回避され又は低減されているのかを比較検討し、評価すること。

2 個別的事項

【対象事業の内容】

(1) 対象事業に係る施設の主要工作物の規模、構造等については、明らかにされていない事項が多くあることから、具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。

【大気質・騒音・振動・悪臭】

(2) 大気質・悪臭の予測及び評価は、季節的変動による影響を明らかにするため、気象条件が異なる四季に分けて結果を示すこと。

(3) 施設の稼動に伴う悪臭の調査については、排ガスのみならず、施設からの漏洩も対象とすること。

(4) 伊万里市大川町東田代に建設中の井手口川ダムは、平成24年度から水道原水を取水する予定であるため、大気質調査地点へ追加すること。

【水質】

(5) 最終処分場から地下水への有害物質の流出の予測及び評価にあたっては、遮水シート能力を明らかにするとともに、遮水シートが破損した場合の浸出水の漏水探知並びに漏水した際の対策を検討すること。

【地形及び地質】

(6) 地盤沈下の可能性や地下水の流況を把握するため、建設予定地の上流及び下流域でのボーリング調査を実施し、地質断面図を作成すること。

(7) 建設予定地周辺では活断層の存在が疑われるため、十分に調査を行うこと。

【動物・植物・生態系】

(8) 重要な猛禽類の営巣や繁殖が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方」(1996年8月、環境庁)に沿って、専門家等の意見を聴いた上で調査や保護方法の検討を行うこと。

また、生息環境であっても猛禽類の飛翔の範囲や頻度、ハンティングの状況等を総合的に踏まえ、調査や保護方法の検討を行うこと。

(9) 事業実施区域及びその周辺は、カスミサンショウウオ、ヤマアカガエル等の希少な両生類の産卵地となっている可能性が高いため、産卵期を考慮し、適切な時期に調査を行うこと。

また、これらの希少な種が確認された場合には、専門家等の指導を受けながら生息環境の保全措置を検討すること。

(10) 後山川や黒尾岳川において、ヤマトシマドジョウ、カワヒガイ等は、国のレッドデータブックにも記載された重要種であるため、調査対象とすること。

なお、カワヒガイやヤリタナゴについては、二枚貝に産卵するため、二枚貝の生息環境についても配慮すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場、景観、歴史的文化的遺産】

(11) 事業実施区域は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、埋蔵文化財は未周知地区でも発見されることがあるため、埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性のある工事の施工に当たっては、専門家等と十分検討すること。

【廃棄物等、温室効果ガス】

(12) 施工に伴い発生する建設副産物の予測及び評価にあたっては、予測地域に搬入道路も含めること。

(13) 施設の稼動に伴う温室効果ガスの排出量の予測及び評価にあたっては、排ガスからの排出量のみならず、施設全体の電気及び燃料の使用による排出量も対象とすること。

(14) 温室効果ガスの排出量の予測及び評価にあたっては、廃棄物の搬入出車両の運行に伴う排出量も対象とすること。

【その他】

(15) 大気質等の調査地点については、学校等環境の保全についての配慮が必要な施設や住宅の配置状況並びに住民意見を踏まえ決定すること。